

# 平成 29 年度地方税制改正(案)について

総務省  
平成 28 年 12 月

平成 29 年度の与党税制改正大綱(12 月 8 日決定)のうち、地方税の概要は以下のとおり。

## 1 個人所得課税改革

### ◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成 31 年度分個人住民税～）

- 就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。

配偶者特別控除の 控除額	配偶者の所得制限	
	現行	改正案
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)
⋮	配偶者の所得に応じて控除額が減額（所得税と同じ）	
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)

- 合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

・ 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下（給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下）	控除額の 2/3
・ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下（給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下）	控除額の 1/3
・ 合計所得金額 1,000 万円超（給与収入 1,220 万円超）	適用なし

- 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

## 2 車体課税

### ◎ 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

- 対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長。〔別紙参照〕

### ◎ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

- 重点化を行った上で 2 年間延長。〔別紙参照〕

### 3 固定資産税等

#### ◎ 地域の中小企業による設備投資の支援

- 平成 28 年度税制改正において 3 年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置についてはその期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の 2 年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。
- 固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。

#### ◎ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

- 居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。
  - ※ 平成 30 年度から新たに課税されることとなるもの（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用。

### 4 地方消費税

#### ◎ 清算基準の見直し

- 平成 26 年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外。
- 併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を 17.5%（現行 15%）、7.5%（現行 10%）に変更。

### 5 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

#### ◎ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲 (平成 30 年度分個人住民税～)

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は 2%（現行 4%）、市民税は 8%（現行 6%）とする。
  - ※ 分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、上記税率の割合に合わせて改める。
  - ※ 税率が変更されるまでの経過措置として、平成 29 年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率 2%相当分等を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。
  - ※ 退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率 2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

## 6 主な税負担軽減措置等

### ◎ 固定資産税等の特例措置

- 保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。
  - ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税、事業所税)
  - ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。(固定資産税、都市計画税、不動産取得税)
- 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地(仮称)の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税)
- JR二島会社(JR北海道、四国)の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置(いわゆる二島特例)並びにJR二島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置(いわゆる承継特例)を5年延長。(固定資産税、都市計画税)
- 小規模不動産特定共同事業(仮称)等において取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置を創設。(不動産取得税)
- Jリートに係る課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上、2年延長。(不動産取得税)

## 7 災害に関する税制上の措置の常設化

- 被災代替家屋・償却資産に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税)
- 被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充。(固定資産税、都市計画税)

## 8 その他

### ◎ 地方税犯則調査手続の見直し

- 経済活動のICT化・多様化等に対応し、国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。
  - ※ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和 など

### ◎ 航空機燃料譲与税

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を3年延長。

## 9 検討事項等

### ◎ 今後の個人所得課税改革の方向性

- 経済社会の著しい構造変化の中で、若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。
- 個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

### ◎ 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

- 公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、一定の要件の下で所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施するなどの施策の具体化を進める。

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。

### ◎ 法人事業税の収入金額課税

- 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。

### ◎ 地方消費税の清算基準

- 地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

### ◎ ゴルフ場利用税

- ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

## ① 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

### 乗用車

〔現行〕(H27.4.1~H29.3.31)

区 分	軽減率
電気自動車等	非課税
2020年度燃費基準+20%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	80%軽減
2020年度燃費基準達成	60%軽減
2015年度燃費基準+10%達成	40%軽減
2015年度燃費基準+5%達成	20%軽減

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31)

区 分	H29年度 軽減率	H30年度 軽減率
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+40%達成		
2020年度燃費基準+30%達成	60%軽減	80%軽減
2020年度燃費基準+20%達成		
2020年度燃費基準+10%達成		
2020年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
2015年度燃費基準+10%達成		

### トラック・バス

【重量車】車両総重量3.5t超

〔現行〕(H27.4.1~H29.3.31)

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
	ポスト新長期規制NOx・PM +10%低減又はH28規制適合*		ポスト新長期 規制適合
電気自動車等			非課税
デー ゼル ハイ ブリ ッド 車	2015年度燃費基準 +15%達成	—	
	2015年度燃費基準 +10%達成	2015年度燃費基準 +15%達成	
	2015年度燃費基準 +5%達成	2015年度燃費基準 +10%達成	
	2015年度燃費基準 達成	2015年度燃費基準 +5%達成	

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31)

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
	ポスト新長期規制NOx・PM +10%低減又はH28規制適合		
電気自動車等			非課税
デー ゼル ハイ ブリ ッド 車	2015年度燃費基準 +15%達成		
	2015年度燃費基準 +10%達成	75% 軽減	
	2015年度燃費基準 +5%達成	50% 軽減	
	2015年度燃費基準 達成	25% 軽減	

【中量車】【軽量車】 \*H28規制適合車は7.5t超のものに限る。

重量車と同様の考え方にに基づき、排出ガス・燃費(2015年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

## ② 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し

### 自動車税

〔現行〕(H28.4.1~H29.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	
2015年度燃費基準+20%達成	50%軽減

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	50%軽減

### 軽自動車税

〔現行〕(H28.4.1~H29.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

注1)「電気自動車等」とは、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル乗用車(軽自動車税においては、電気自動車・天然ガス自動車)をいう。

注2) 電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

# 参 考 資 料

〔 平成29年度地方税制改正(案)関係 〕

総務省自治税務局

# 目 次

## 〔個人所得課税改革〕

- 個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて(案) . . . . . 1
- 控除額を納税者本人の所得に応じて逡減・消失させていく仕組み(案) . . . . . 2

## 〔車体課税〕

- 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し(案) . . . . . 3
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し(案) . . . . . 5

## 〔固定資産税等〕

- 地域の中小企業による設備投資の支援(案) . . . . . 6
- 居住用超高層建築物に係る課税の見直し(案) . . . . . 8

## 〔地方消費税〕

- 地方消費税の清算基準の見直し(案) . . . . . 10

## 〔県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲〕

- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲(案) . . . . . 11

## 〔主な税負担軽減措置等〕

- 保育の受け皿整備の促進のための税制上の所要の措置(案) . . . . . 12
- 市民公開緑地(仮称)の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置の創設(案) . . . . . 13
- J R北海道等の事業用資産及びJ R北海道等並びにJ R貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長(案) . . . 14
- 小規模不動産特定共同事業(仮称)等において取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設(案) . . . . . 15
- J リートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長(案) . . . . . 16

## 〔災害に関する税制上の措置の常設化〕

- 災害に関する税制上の措置(固定資産税・都市計画税)(案) . . . . . 17

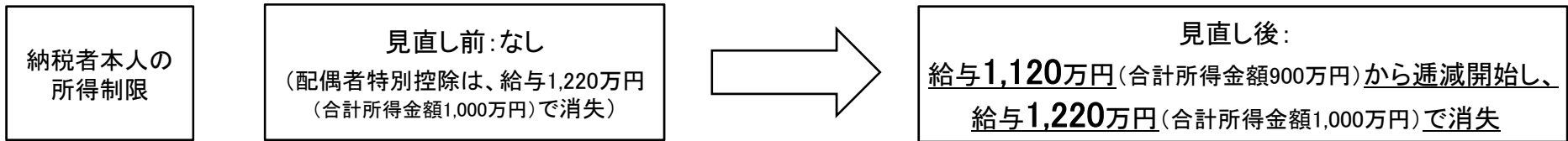
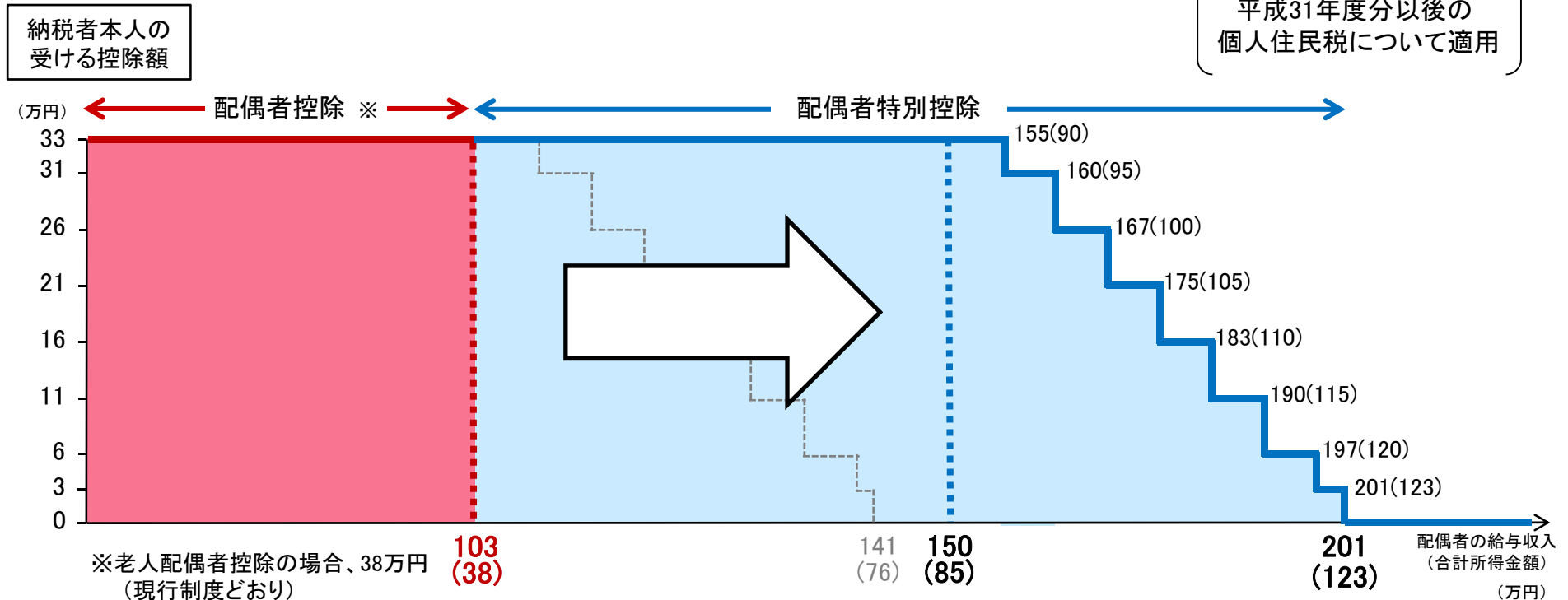
## 〔その他〕

- 地方税犯則調査手続の見直し(案) . . . . . 18
- 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長(案) . . . . . 19

# 個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（案）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

（平成31年度分以後の個人住民税について適用）

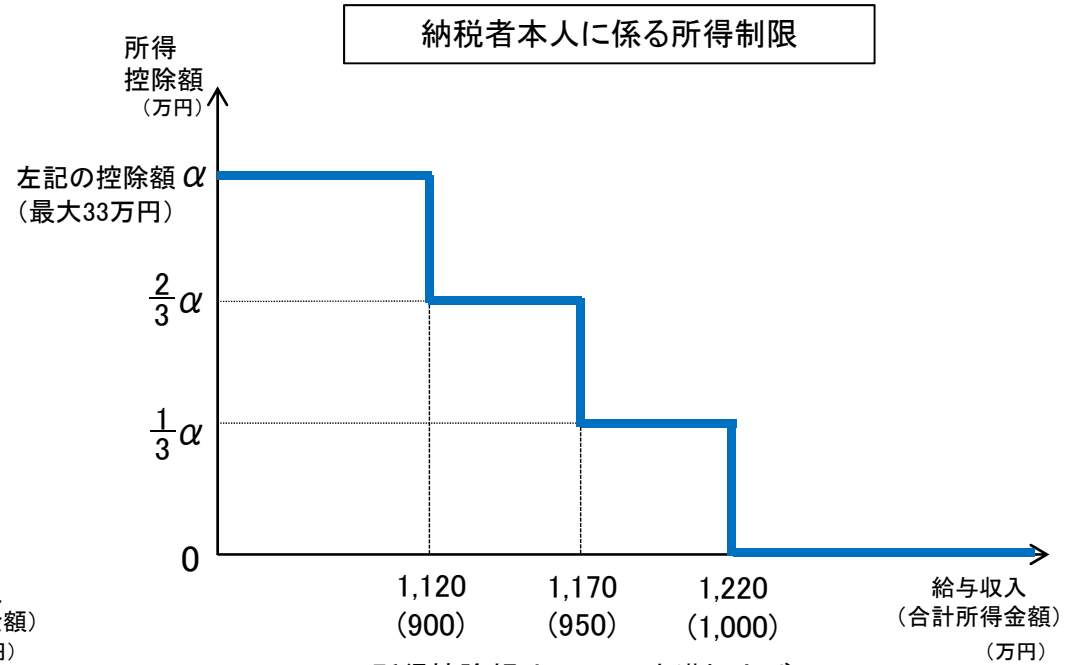
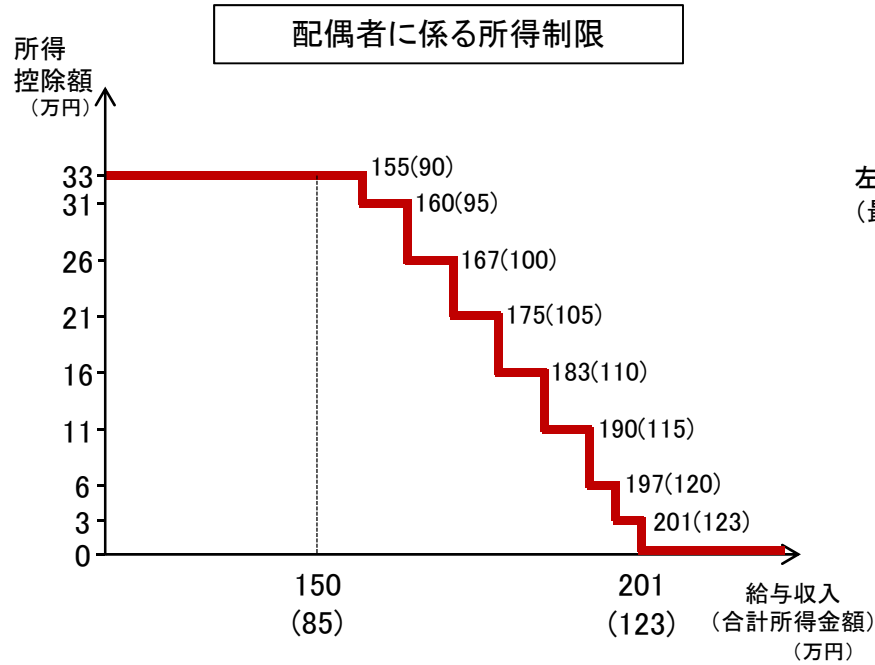


（注）納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）超1,220万円（1,000万円）以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120～1,170万円（900～950万円）の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円（1,000万円）を超える場合には消失することとする。（控除額は1万円未満切上げ）

○ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。



# 控除額を納税者本人の所得に応じて 逡減・消失させていく仕組み（案）



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額)

(単位:万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除										
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)	
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	~1,120 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
	~1,170 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
	~1,220 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

# 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し(案)

## 乗用車

【 現行 (平成27、28年度) 】

区 分		軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車		非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準+20%達成	80% 軽減
	2020年度基準+10%達成	
	2020年度基準達成	
	2015年度基準+10%達成	
	2015年度基準+5%達成	

※ガソリン車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

【 改正案 (平成29、30年度) 】

区 分		29年度 軽減率	30年度 軽減率		
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車 LPG車 ガソリン車	2020年度基準+40%達成			80% 軽減	
	2020年度基準+30%達成				
	2020年度基準+20%達成			60% 軽減	60% 軽減
	2020年度基準+10%達成			40% 軽減	40% 軽減
	2020年度基準達成	20% 軽減	20% 軽減		
	2015年度基準+10%達成				

※ガソリン車、LPG車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

## 重量車

: 車両総重量3.5t超のバス又はトラック

### 【 現行（平成27、28年度）】

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
ポスト新長期規制NOx・PM+10% 低減又はH28規制適合*	ポスト新長期規制適合		
電気自動車、燃料電池車 プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車			非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度基準 +15%達成	—	
	2015年度基準 +10%達成	2015年度基準 +15%達成	80% 軽減
	2015年度基準 +5%達成	2015年度基準 +10%達成	60% 軽減
	2015年度基準達成	2015年度基準 +5%達成	40% 軽減

### 【 改正案（平成29、30年度）】

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
ポスト新長期規制NOx・PM+10% 低減又はH28規制適合			
電気自動車、燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車			非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度基準 +15%達成		
	2015年度基準 +10%達成		75% 軽減
	2015年度基準 +5%達成		50% 軽減
	2015年度基準達成		25% 軽減

\*H28規制適合車は7.5t超のものに限る。

## 中量車・軽量車

○ 重量車と同様の考え方にに基づき、排出ガス・燃費（2015年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

# 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し(案)

## 【 現 行 】

取得期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日  
 軽課年度:平成29年度(取得の翌年度分のみ)

## 【 改正案 】

取得期間:平成29年4月1日～平成31年3月31日  
 軽課年度:平成30年度、平成31年度(取得の翌年度分のみ)

### <自動車税>

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	75% 軽減
2020年度基準+10%達成	
2015年度基準+20%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。



区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

### <軽自動車税>

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+20%達成	50% 軽減
2020年度基準達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。



区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

## 地域の中小企業による設備投資の支援（案）

平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準額を最初の3年間価格の1/2）についてはその期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の2年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）のうち一定のものを追加する。

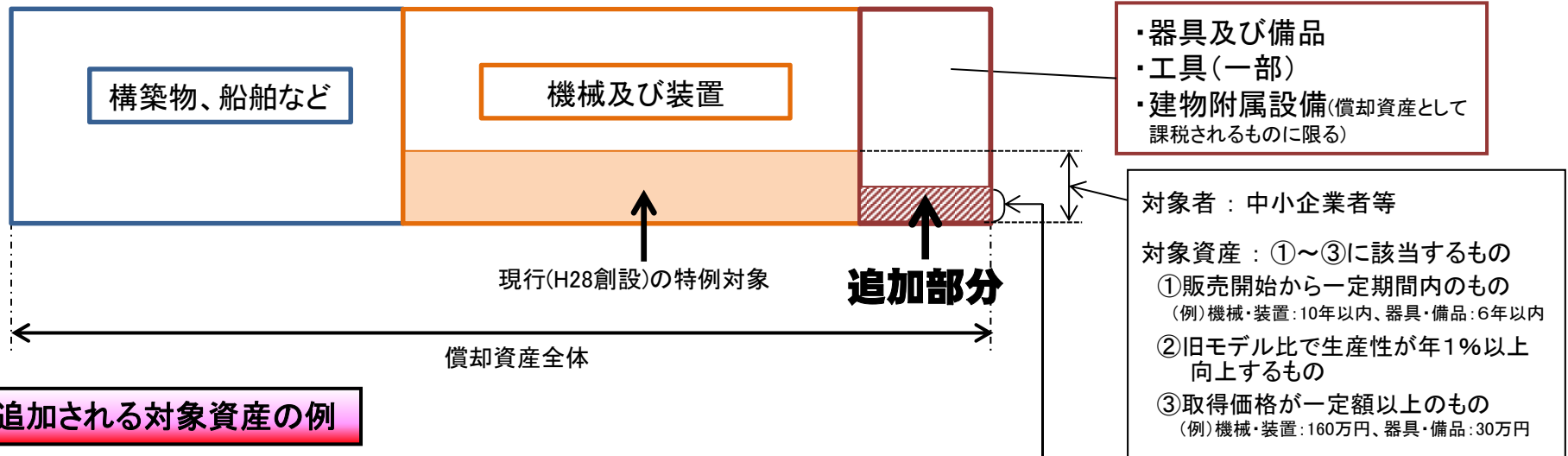
なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。

**適用期間  
（追加分）**

取得が平成29年4月1日～平成31年3月31日

**減収規模  
（追加分）**

34億円（初年度）、59億円（平年度）



### 追加される対象資産の例



高効率冷蔵陳列棚



介護支援ロボットスーツ



高効率空調

### 以下のとおり地域・業種を限定

- ・最低賃金が全国平均未満の地域：全ての業種を対象
- ・最低賃金が全国平均以上の地域：労働生産性が全国平均未満の業種のみを対象

## 地域・業種の限定(案)

- 特例対象に追加する工具、器具・備品等については、以下のとおり地域・業種を限定
- ・ 最低賃金が全国平均未満の地域：全ての業種を対象
  - ・ 最低賃金が全国平均以上の地域：労働生産性が全国平均(500万円)未満の業種のみを対象

＜各都道府県における対象業種数(日本標準産業分類の中分類95業種中)＞

※網掛けした都府県は最低賃金が全国平均(823円)以上

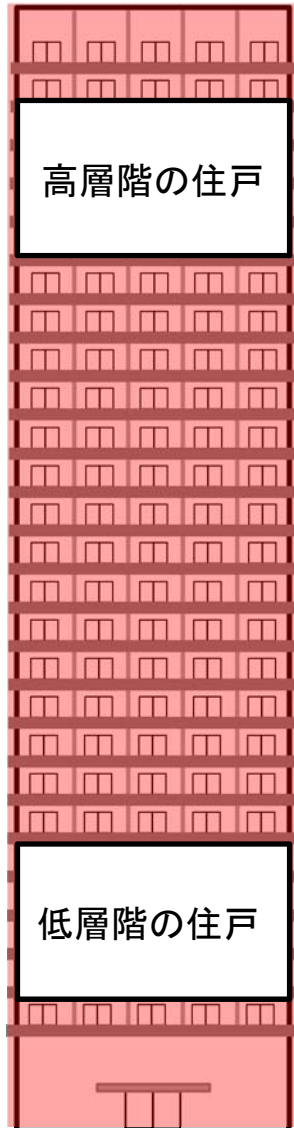
都道府県(最低賃金)	対象業種	
北海道(786円)	全業種	
青森県(716円)		
岩手県(716円)		
宮城県(748円)		
秋田県(716円)		
山形県(717円)		
福島県(726円)		
茨城県(771円)		
栃木県(775円)		
群馬県(759円)		
埼玉県(845円)		61業種(64%)
千葉県(842円)		58業種(61%)
東京都(932円)		26業種(27%)
神奈川県(930円)	48業種(51%)	
新潟県(753円)	全業種	
富山県(770円)		
石川県(757円)		
福井県(754円)		
山梨県(759円)		
長野県(770円)		
岐阜県(776円)		
静岡県(807円)		
愛知県(845円)		48業種(51%)
三重県(795円)		全業種

都道府県(最低賃金)	対象業種
滋賀県(788円)	全業種
京都府(831円)	65業種(68%)
大阪府(883円)	40業種(42%)
兵庫県(819円)	全業種
奈良県(762円)	
和歌山県(753円)	
鳥取県(715円)	
島根県(718円)	
岡山県(757円)	
広島県(793円)	
山口県(753円)	
徳島県(716円)	
香川県(742円)	
愛媛県(717円)	
高知県(715円)	
福岡県(765円)	
佐賀県(715円)	
長崎県(715円)	
熊本県(715円)	
大分県(715円)	
宮崎県(714円)	
鹿児島県(715円)	
沖縄県(714円)	

【出所】経産省作成資料を加工

# 居住用超高層建築物に係る課税の見直し(案)

## 【現行】



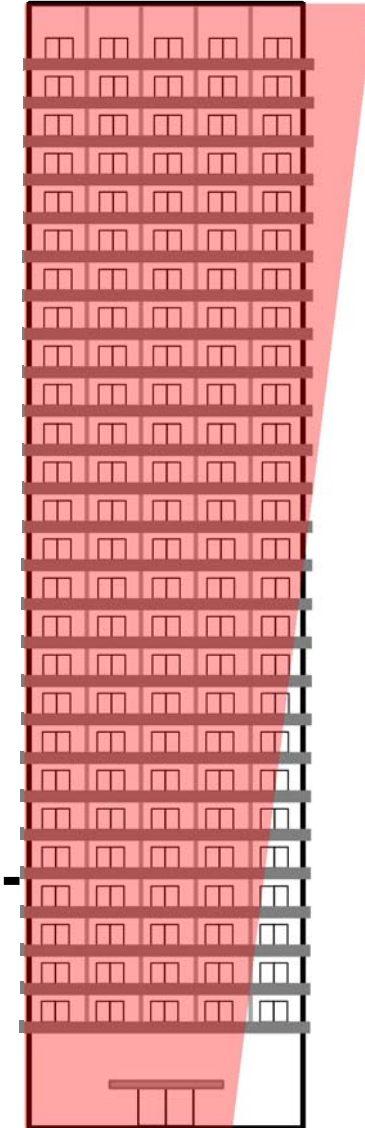
### 現行の税額計算方法

一棟評価し、一棟全体の固定資産税額を計算。  
 その上で、各区分所有者の専有床面積によりあん分。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{各住戸の税額} \\ = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}} \end{array} \right\}$$

高層階、低層階とも床面積が同じであれば税額は同じ。

## 【見直し後】



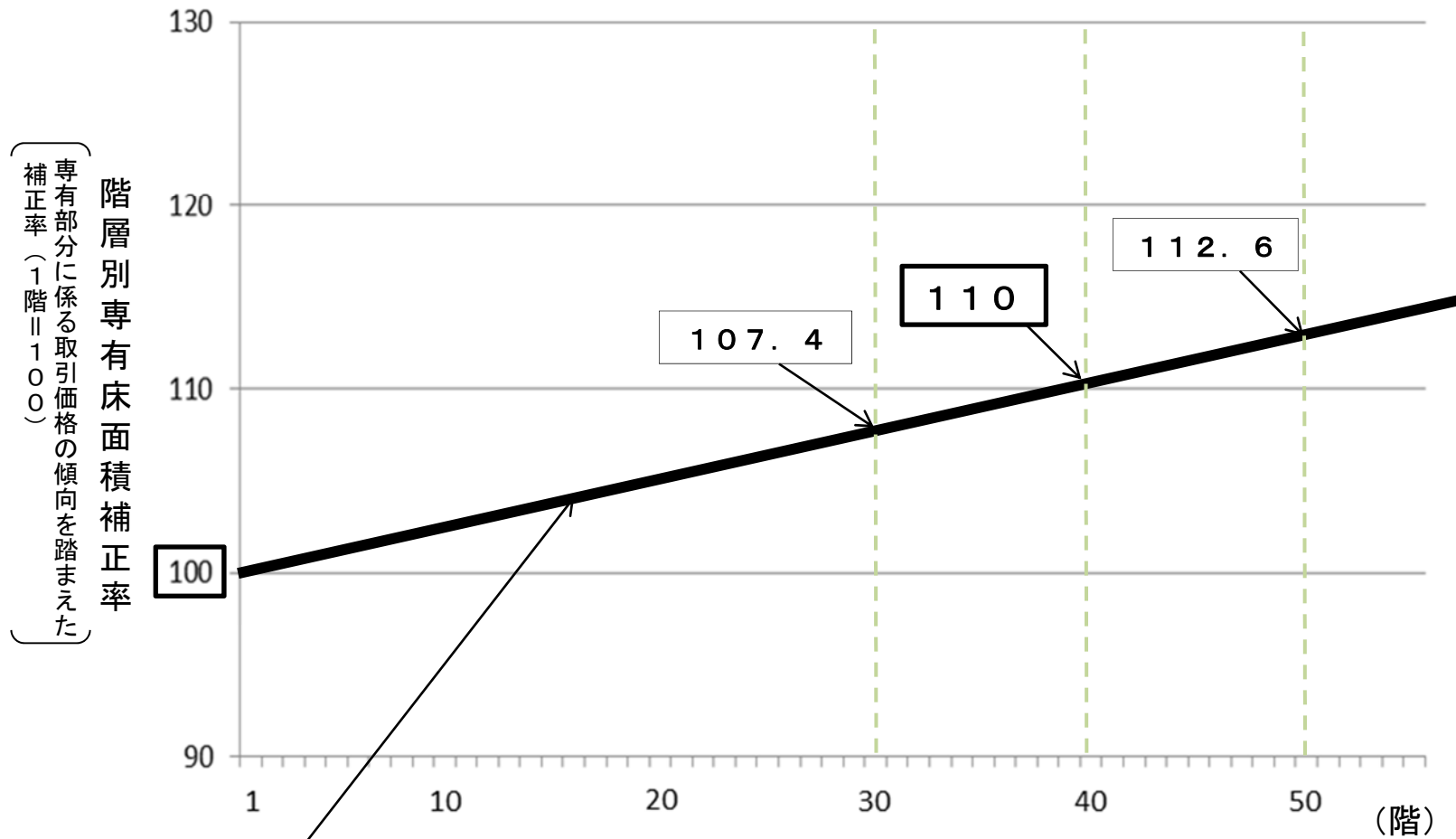
### 見直し案

実際の取引価格の傾向を踏まえたあん分方法とする。  
 (一棟全体の固定資産税額の合計は変わらない。)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{各住戸の税額} \\ = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{専有床面積(補正後)の合計}} \end{array} \right\}$$

※固定資産課税台帳に基づいて算定している不動産取得税にも反映

# 階層別専有床面積補正率



$$N \text{階の階層別専有床面積補正率} = 100 + 10/39 \times (N - 1)$$



## 地方消費税の清算基準の見直し（案）

### 〈見直し案〉

- 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。
  - ① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
  - ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>



### 《改正案》

ウェイト
75%
<u>17.5%</u>
<u>7.5%</u>

## 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲（案）

### 税源移譲の経緯

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲（平成29年4月1日施行）
- 平成26年度税制改正大綱において、事務移譲にあわせて、個人住民税所得割の税率2%相当分を税源移譲することとされている。

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	→

### 税率の変更と新税率適用開始の時期等

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%（現行4%）、市民税は8%（現行6%）とする。  
また、分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、この割合に合わせて改める。
- 新税率の適用開始時期は、指定都市の税務システムの改修（所得情報等の提供に係るシステム改修を含む。）や関係機関への周知に要する期間等を踏まえ、平成30年度分個人住民税からとする。
- 平成30年度分の個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成29年度及び平成30年度（※）の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（※）給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月の給与等に係るもの

### 退職所得の分離課税に係る所得割の取扱い

- 退職所得の分離課税に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率変更をせず、地方税法上の交付金を創設し、退職所得に係る税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

# 保育の受け皿整備の促進のための税制上の所要の措置（案）

## 1. 企業主導型保育事業に係る特例措置の創設

### ○ 固定資産税、都市計画税

#### 【対象資産】

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産

#### 【特例割合】

課税標準：最初の5年間価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

### ○ 事業所税

#### 【対象事業】

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業

#### 【特例割合】

課税標準：事業所床面積及び従業者給与総額からそれぞれ4分の3に相当する面積及び金額を控除する。



## 2. 事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充

### ○ 固定資産税、都市計画税

#### 【対象資産】

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）

#### 【特例割合】

<現行>

課税標準：  
価格の1/2



<改正後>

課税標準：価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

※ 平成30年度以後の課税から適用

### ○ 不動産取得税

#### 【対象資産】

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）

#### 【特例割合】

<現行>

課税標準：  
価格の1/2を  
価格から控除



<改正後>

課税標準：価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除した額とする。

※ 平成29年度以後の取得から適用

# 市民公開緑地（仮称）の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置の創設（案）

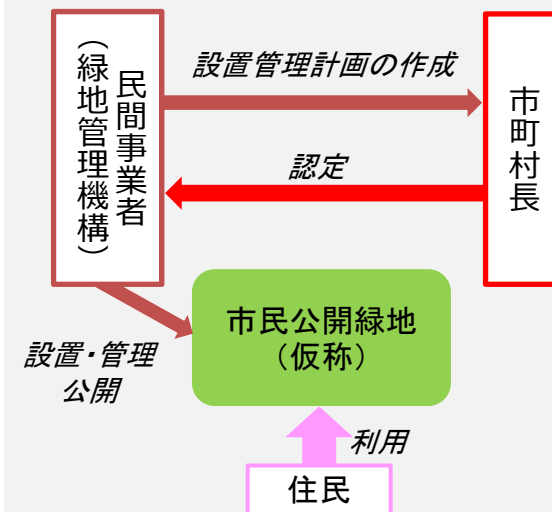
## 特例の概要（創設）

○ 改正後の都市緑地法に規定する緑地管理機構※<sup>1</sup>が土地を所有し又は無償で借り受けて、同法に規定する市民公開緑地（仮称）※<sup>2</sup>を設置及び管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成31年3月31日まで講ずる。

※<sup>1</sup> 緑地管理機構 …… 緑地の設置・管理について一定の能力を有する民間団体等を都道府県知事（都市緑地法の改正により市町村長に権限移譲）が緑地管理機構に指定する制度

※<sup>2</sup> 市民公開緑地（仮称） …… 民間団体・事業者が緑地を設置し、管理する計画について市町村長の認定を受けて一定期間（5年）以上住民の利用に供する制度

## 市民公開緑地イメージ図



# J R北海道等の事業用資産及びJ R北海道等並びにJ R貨物が 国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

## 特例の概要（現行）

- J R北海道、J R四国（二島会社）が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の1/2とする。
- J R北海道、J R四国及びJ R貨物が旧国鉄から承継した固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の3/5とする。

### 二島特例

### 承継特例

#### 特例措置の内容

##### 【固定資産税・都市計画税】

J R北海道及びJ R四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産について、課税標準を1/2に軽減する。

鉄道事業用固定資産  
(国鉄から承継した資産)

鉄道事業用固定資産

鉄道事業用固定資産  
(他から借り受けるもの)

連乗資産は3/10

#### 特例措置の内容

##### 【固定資産税・都市計画税】

J R北海道、J R四国及びJ R貨物が旧国鉄から承継した固定資産について、課税標準を3/5に軽減する。

鉄道事業用固定資産  
(国鉄から承継した資産)

国鉄から承継した病院、診療所等

## 改正の内容

- 適用期限を5年延長

# 小規模不動産特定共同事業（仮称）等において取得した不動産に係る 不動産取得税の課税標準の特例措置の創設（案）

## 特例の概要（創設）

- 不動産特定共同事業法の改正により創設予定の小規模不動産特定共同事業（仮称）※<sup>1</sup>及び適格特例投資家限定事業（仮称）※<sup>2</sup>において取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準を価格の1/2を控除した額とする措置を平成31年3月31日まで講ずる。

※1 小規模不動産特定共同事業（仮称） …… 出資総額等に一定の上限を設けた不動産特定共同事業

※2 適格特例投資家限定事業（仮称） …… 限定された投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業

### 【小規模不動産特定共同事業】

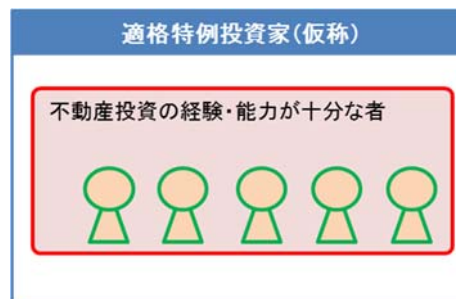
- ・ 地域の小規模事業者が小口の出資を募り、空き家、空き店舗、古民家等の再生・活用事業を行う新スキーム

(イメージ)



### 【適格特例投資家限定事業】

- ・ 不動産投資に関する経験・能力を十分有する機関投資家等（適格特例投資家（仮称））のノウハウ・資金を活用し、老朽・低未利用不動産の再生をより迅速に進めるための新スキーム



### 【適格特例投資家】の例

- ・ 銀行、保険会社
- ・ 信託会社、投資法人

等

## Jリートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長（案）

### 特例の概要（現行）

- Jリート※<sup>1</sup>が、不動産証券化に係る不動産（対象施設※<sup>2</sup>及びその敷地）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を価格の3／5を控除した額とする。

※1 Jリート…………… 投資法人、投資信託

※2 対象施設…………… 住宅、事務所、店舗、駐車場、ホテル・旅館、大規模小売店舗、公共施設、物流施設  
及びこれらに付随する駐車場

### 改正の内容

- 対象施設にヘルスケア施設※を追加

※ ヘルスケア施設…………… 病院、診療所及び介護施設（有料老人ホーム、グループホーム等）

- 適用期限を2年延長

## 災害に関する税制上の措置（固定資産税・都市計画税）（案）

### ○ 固定資産税・都市計画税について、以下の軽減措置を常設化する。

	現行	内 容
①被災代替家屋の特例	なし ※ 災害時に個別に措置	災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。
②被災代替償却資産の特例	なし ※ 災害時に個別に措置	災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税を4年度分1/2とする。
③被災住宅用地特例の拡充	本則2年	被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充する。

※ ①②については、被災者生活再建支援法の対象となる市町村に適用。

③については、災害を限らず適用。ただし、被災市街地復興推進地域については、2年度分を4年度分に拡充。

（被災市街地復興推進地域は、大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定めるもの。）

※ 上記のほか、所得税及び法人税において講じられる措置に対応し、個人住民税及び地方法人二税について所要の措置を講ずる。



## 地方税犯則調査手続の見直し(案)

### <現行>

地方税犯則調査手続については、地方税法上、税目ごとに国税犯則取締法の規定を準用。

※ 軽自動車税、都市計画税、法定外税等は、国税犯則取締法を準用していない。

#### 【条文例(軽油引取税)】

第144条の54 軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(…略…)を準用する。

第144条の57 (…略…)軽油引取税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

### <見直し(案)>

国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、以下の措置を講ずる。

○ 経済活動のICT化・多様化等に対応し、基本的に国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和 など)

○ 全ての税目を犯則調査手続の対象とする。

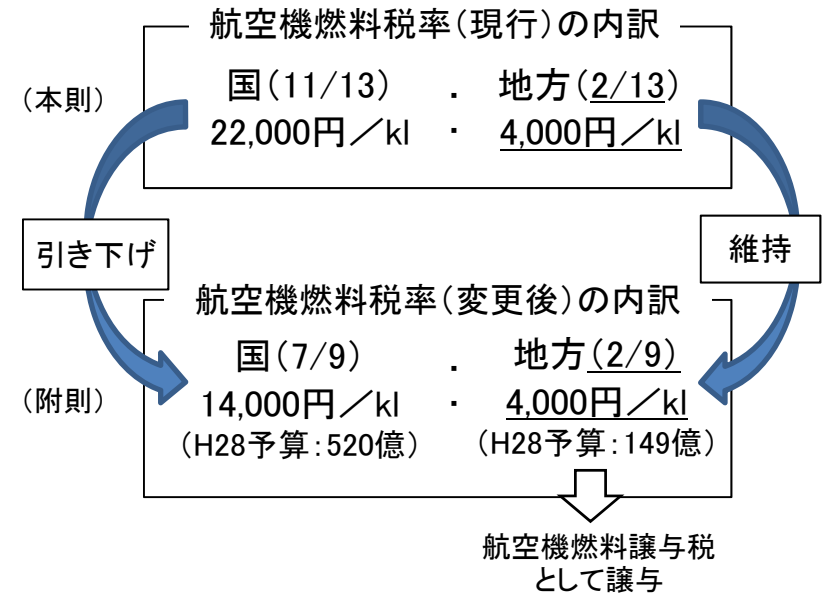
※ 通告処分の対象範囲は、基本的に現行どおりとし、その他所要の規定の整備を図る。

# 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案）

## 特例の概要（現行）

（航空機燃料譲与税法附則第2項）

- 平成23年度税制改正において、国内航空会社の国際競争力強化の観点から、航空機燃料税（国税）につき3年間の時限的な引下げ措置（26,000円/kℓ → 18,000円/kℓ）を講じるとともに、地方団体に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合について、同様に3年間の時限措置として引上げ（2/13→2/9）。
- 平成26年度税制改正においてはその適用期限を平成28年度まで3年間延長。



（参考）航空機燃料譲与税

- 空港所在市町村（125団体）譲与額の4/5
  - 空港所在都道府県（37団体）譲与額の1/5
- （着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

## 改正案

- 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、譲与税総額が従前と同水準となるよう譲与割合の引上げを3年間延長（平成29年～31年）する。